

お客様各位

『マル優』等をご利用の方へ大切なお知らせ

いつも豊田信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ニュースなどご存知のように、平成28年1月から「マイナンバー制度」がスタートします。

今年の10月以降、“12ケタの個人番号”が記載された「通知カード」が順次、皆様のご自宅に郵送されています。この番号は、来年からマル優やマル特などの非課税貯蓄制度を新たに契約したり変更する際などに、それぞれ所定の用紙に記載することになります。

また、個人番号を正しくご記入いただいたことを確認する番号確認やご本人であることを確認する身元（実在）確認をさせていただくため、「通知カード」または申請された方が発行される「個人番号カード」の提示が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

マル優などのお手続きに必要なもの

当金庫では、今年12月30日(水)までの1ヵ月間を新しいマル優等のお手続きの“準備期間”としてマイナンバー制度のお手続き（以下の書類のご提示と個人番号の届出）を受付させていただきます。本状を受け取られましたら、お手数ですが、お取引店にお問い合わせください。



マル優のご利用資格を証明する書類（いずれか）

- 身体障がい者手帳
- 遺族基礎年金にかかる年金手帳
- 寡婦年金にかかる年金手帳



個人番号が記載されている書類（いずれか）

- 通知カード
- 個人番号のある住民票
- 個人番号カード（申請して受け取った方のみ）



本人確認書類（通知カードを提示された方のみ必要）

- 運転免許証など（写真つきの場合は1種類の提示で可）
- 健康保険や介護保険等の被保険者証（写真なしの場合は2種類必要）
- その他官公庁が発行した書類（マル優の証明書類と兼用できます。）

詳しくは、お取引店の窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

平成27年12月

